

# 個人情報の紛失が後を絶ちません！

## 1 個人情報とは

個人情報(北海道個人情報保護条例第2条第1項第1号)

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものです。

「個人に関する情報」とは、住所、氏名、生年月日、家庭状況、職業、学歴等の一切の個人に関するものです。

「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」には、住所、氏名、生年月日など明らかに個人を識別できる情報のほか、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と組み合わせることによって特定の個人が識別され得る情報を含みます。

学校にある個人情報の主なもの:児童生徒名簿、指導要録、健康診断票、家庭環境調査票など

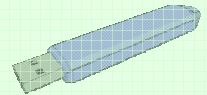
## 2 個人情報を慎重に取り扱っていますか

児童生徒、保護者は、学校を信頼して個人情報を預けています。教職員は、慎重に個人情報を取り扱わなければなりません。

個人情報を紛失した場合は、児童生徒、保護者に大きな影響を与えます。

影響例

- ・電話による金融商品の勧誘
- ・詐欺、恐喝
- ・インターネットへの個人情報の流出



最近の個人情報の紛失事案の約7割は車上荒らしによるもので、大衆浴場、レジャーセンター、ショッピングセンターなどの駐車場で発生しています。

このほか、USBメモリを、ズボン、背広、コートのポケットに入れておいて紛失した事例や、ファイル交換ソフトウィニーを介して感染するコンピュータウイルスにより個人情報が流出した事例もあります。

卒業生の個人情報など収集した個人情報を必要以上にUSBメモリなどに記録していませんか。また、必要なくなった個人情報は消去していますか。

## 3 個人情報紛失の責任

第三者による行為、例えば、車上荒らしであっても管理責任が問われます。

紛失した情報が後日発見されても、個人情報の流出の可能性は否定できません。

個人情報を紛失した場合は、原則として懲戒処分(戒告)です。

**個人情報の紛失は、児童生徒や保護者のプライバシーの侵害であり、教職員及び学校への信頼を損なうもので、その責任が問われます。**

## 4 もう一度、確認してください

個人情報の取扱いの考え方や、具体の対応については、平成19年7月12日付け教総第562号「道立学

校における個人情報の取扱いについて」北海道教育委員会教育長通知により示されていますので、

もう一度確認してください。

個人情報の学校外への持ち出しは、上記通知に記載されているとおり原則禁止です。

学校外で個人情報を紛失した過去事例（過去10年間）

校種・職・年齢	紛失物	発生年月	事故の内容	備考
高等学校 教諭 28歳	答案用紙	H12.11	中間考査の採点を自宅で行うため3クラス71名分の答案用紙を鞆に入れて自家用車の助手席に置いたまま、パチンコ店に立ち寄り、駐車場に車を止め、パチンコをしていたところ車上荒らしに遭い鞆を盗まれた。	車上荒らし
中学校 教諭 29歳	通知票	H14.2	自家用車で帰宅途中、コンビニで買い物をするため、エンジンをかけたまま車両を離れ、助手席に置いていた39名分の通知票が入ったスポーツバッグを盗まれた。	車上荒らし
特別支援学校 教諭 36歳	USBメモリ	H18.7	USBメモリを鞆に入れて自家用車の後部座席に置いたまま、カラオケ等をしていたところ、車の窓ガラスを割られ、鞆を盗まれた。	車上荒らし
高等学校 教諭 35歳	USBメモリ	H19.9	USBメモリを自宅に持ち帰り、翌日、セカンドバッグに入れ自家用車の助手席に置いたまま、公園の駐車場に車を止めていたところ、車上荒らしに遭い、鞆を盗まれた。	車上荒らし
高等学校 教諭 40歳	USBメモリ	H19.9	USBメモリを自宅に持ち帰り、翌日、ズボンの左ポケットに入れて自宅を出発し、コンビニに立ち寄った後、学校に到着したところ、ポケット内にUSBメモリがないことに気が付いた。	
中学校 教諭 28歳	USBメモリ	H19.11	職員室においてUSBメモリを使用後、鞆に入れて自宅に持ち帰り、翌日、学校に出勤し、当該USBメモリを使おうとしたが見あたらず、当該USBメモリを紛失した。	
特別支援学校 教諭 44歳	USBメモリ	H20.1	USBメモリを鞆に入れて自家用車で帰宅途中、所用のため電気店に立ち寄り、助手席に鞆を置いたまま、駐車場に車を止めていたところ、車上荒らしに遭い鞆を盗まれた。	車上荒らし
中学校 教諭 37歳	答案用紙	H20.1	自宅で答案の採点をするため、答案用紙を鞆に入れて持ち帰った後、当該答案用紙を入れたままの鞆を持って食事に出かけ、レジャーセンターの駐車場に車を止め、食事中に車上荒らしに遭い鞆を盗まれた。	車上荒らし
小学校 教諭 27歳	USBメモリ	H20.2	USBメモリを自宅に持ち帰る途中、病院に寄り、鞆に入れてあった当該USBメモリをコートのポケットに入れた後、紛失した。	
高等学校 教諭 42歳	USBメモリ	H20.2	USBメモリを背広の右ポケットに入れて自宅に持ち帰り、自宅で使おうとしたが見あたらず紛失した。	
中学校 教諭 39歳	パソコン	H20.2	学校で使用していた自己の所有するパソコンを自宅に持ち帰った際、自家用車内に当該パソコンを置いたまま、車を車庫に入れていたところ、車上荒らしに遭い、パソコンを盗まれた。	車上荒らし
小学校 教諭 39歳	USBメモリ 教務手帳	H20.2	USBメモリ及び教務手帳をバッグに入れ帰宅途中、ショッピングセンターに立ち寄り、駐車場に車を止め、買い物をしている間に車上荒らしに遭いバッグを盗まれた。 後日、ショッピングセンター付近のゴミ置き場からUSBメモリ及び教務手帳の入ったバッグが発見された。	車上荒らし
高等学校 教諭 39歳	USBメモリ	H20.3	生徒指導要録の所見欄の下書きの用紙及び生徒の画像が入ったUSBメモリをバッグに入れ自宅に持ち帰る途中、大衆浴場に立ち寄り、自家用車内に当該バッグを置いたまま、駐車場に車を止めて、入浴していたところ、車上荒らしに遭いバッグを盗まれた。	車上荒らし